

安倍政権が進める「戦争をする国」づくりに断固反対し、 憲法9条改憲を全力で阻止する決議

1 安倍首相は、2017年5月3日、改憲団体の集会へのビデオメッセージで、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と明言し、憲法9条の条文はそのまましつつ、自衛隊の存在を明記する条項を追加することを提起した。森友、加計疑惑隠しや共謀罪の強行成立など、安倍政権に対する国民の強い批判にもかかわらず、自民党内では、改憲案のとりまとめと国会提出に向けた動きが進められている。

安倍政権は、2013年の秘密保護法、2015年戦争法（安保法制）、2017年の共謀罪法など、「戦争をする国」づくりのための法律を次々と強行成立させてきた。しかし、憲法9条によって、今なお自衛隊の海外での武力行使には制約が課されている。今回提起されている9条改憲は、この制約を突破し、自衛隊がアメリカとともに軍事力の行使ができるようにしようとするものである。

2 憲法に自衛隊を明記することは、単なる現状の追認にとどまるものではなく、憲法9条を無力化し、自衛隊の無制限の武力行使に道を開くものである。

これまで自衛隊は、海外で「殺し、殺される」ことはなかった。これは、憲法9条と憲法に依拠した運動によって、政府が自衛隊が憲法違反とならないように軍事力の行使を制約せざるを得なかったからである。憲法に自衛隊を明記することは、違憲論を封殺することによって軍事力の行使に対する制約を弱め、無力化しようとするものにほかならない。

憲法は、戦争放棄、軍隊の不保持をはじめ軍事力による紛争解決を全面的に否定する立場に立っている。しかし、自衛隊を明記することは、憲法に軍事的な価値を持ち込むものであり、憲法全体の性格を変質させることになる。

また、憲法に明記される自衛隊は、多くの国民が考える「災害救助」「専守防衛」を主任務とするものではない。安倍政権による集団的自衛権容認の閣議決定と戦争法（安保法制）によって、自衛隊は海外で武力行使ができる存在になっているのである。その自衛隊を憲法に明記することは、憲法違反の戦争法（安保法制）を合憲として正当化することであって、この点からも絶対に容認できない。

われわれは、憲法9条を無力化し、日本を「戦争をする国」に導く9条改憲に断固として反対する。

3 この間、北朝鮮の核開発、ミサイル発射実験をめぐって、金正恩朝鮮労働党委員長とトランプ米大統領の互いの挑発がエスカレートし、軍事衝突の危機が高まっている。ひとたび軍事衝突が起これば、北朝鮮と米韓の全面戦争をもたらし、北朝鮮、韓国、ひいては日本で回復しがたい犠牲を生み出すことになる。北朝鮮と米国双方が軍事的挑発を直ちに中止し、協議を行うことこそが求められている。日本政府には、憲法9条に基づいて、対話と外交的努力による解決のために尽力することこそが求められている。

ところが、安倍政権は北朝鮮との対話を否定し、軍事的対応を含むすべての選択肢がテーブルの上にあるという米国の姿勢を一貫して支持するという特異な姿勢をとり続けている。そればかりか、米朝の対立を口実にして、国民の不安を煽り、軍拡と改憲策動を進めようとしている。

われわれは、軍事的対応による破滅的結果をもたらしかねない安倍政権の姿勢に断固抗

議する。そして、北朝鮮問題の平和的解決を図るためにも、9条改憲に断固として反対するものである。

4 安倍首相が打ち出した9条改憲に対し、これまで以上に幅広い人びとの呼びかけによって「安倍9条改憲NO！全国市民アクション実行委員会」が立ち上げられ、3000万人の反対署名を提起した。

今回の総選挙では、自公及びその補完勢力を含めた「改憲派」とされる議員が、衆議院総議席の3分の2を超える議席を獲得した。

しかし、市民の多数は、憲法違反の戦争法（安保法制）と憲法9条改憲に反対している。戦争に反対し、平和を求める声を集め、共同を広げていくことによって、9条改憲の発議を阻止する条件は十分にある。

自由法曹団は、憲法に依拠して活動してきた法律家団体として、多くの市民とともに、9条改憲を阻止するために全力で奮闘する決意である。

2017年10月23日

自由法曹団 三重・鳥羽総会

安倍政権の「働き方改革」一括法案に反対し、働くルールの確立を求める決議

1 「働き方改革」一括法案要綱の確定

労働政策審議会は、2017年9月15日、厚生労働大臣に対して、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」（以下「要綱」という）について、「おおむね妥当と認める。」と答申した。これにより要綱は確定し、安倍首相は、総選挙後、新内閣で、上記要綱に基づいて法案（以下『働き方改革』一括法案という）を作成し、国会に提出する予定と報道されている。

2 議会制民主主義を否定する一括法案

「働き方改革」一括法案は、①国の雇用政策の基本を変更する雇用対策法の一部「改正」案、②一定の範囲の労働者に対して労働時間規制を適用除外する労働基準法の一部「改正」案、③時間外休日労働の上限規制を設ける労働基準法の一部「改正」案、④派遣・パート・有期労働者の均衡・均等待遇に関する労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の一部「改正」案を含む8本の「改正」法案からなっている。それぞれ内容も性格も異なる重要法案であり、一つ一つの法案を丁寧に審議し、採決も別々に行うべきである。

8本もの「改正」法案を一括法案にし、審議を簡略にし、採決も一括で行うことは、国会の審議を形骸化し、議会制民主主義を否定する暴挙であり、とうてい許されない。

3 国の雇用政策の基本を変更する雇用対策法の一部「改正」案

要綱は、雇用対策法の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同法の目的を「雇用に関し、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進」等から「労働に関し、労働生産性の向上等を促進」等へ変更し、「国の施策」を「多様な就業形態の普及」等へ変更すると定めている。このように、要綱は、雇用対策法を「働き方改革」の基本法にし、国の雇用政策の基本を変更しようとしている。

しかし、「労働生産性の向上等の促進」は、リストラや労働強化の促進につながる危険が高い言葉である。また、「多様な就業形態の普及」は、非正規雇用や非雇用型の働き方の普及を意味する言葉である。これでは、「働き方改革」一括法の下で、リストラ解雇や正社員の非正規労働者や請負委託への置き換え等が促進されることになる。雇用対策法をリストラ促進法へ変質させる雇用対策法の一部改正は、とうてい是認できない。

4 一定の範囲の労働者に対して労働時間規制を適用除外する労働基準法の一部「改正」案

(1) 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

要綱の「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」は、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリスト業務、コンサルタント業務、研究開発業務等の特定高度専門業務に従事する年収1075万円以上の労働者に対して、労働基準法第4章の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は一切適用しないと定めている。しかも、安倍首相は、将来、年収要件が緩和されることを否定していない。また、榊原経団連会長は、年収要件の緩和と対象職種拡大を要求している。

高度プロフェッショナル制度は、「残業代ゼロ・過労死促進法」そのものであり、とうてい容認できない。

(2) 企画業務型裁量労働制の拡大

要綱は、①事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価を行う業務、②法人顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、提案する業務にまで、企画業務型裁量労働制を拡大することを定めている。

しかし、上記①②の業務に裁量性のないことは明白であり、要綱の定める企画業務型裁量労働制の拡大は認められない。

5 時間外休日労働の上限規制を設ける労働基準法の一部「改正」案

要綱は、時間外労働と休日労働をあわせて、「単月で100時間未満」、「2～6か月で、1か月当たり平均80時間」、「12か月連続80時以間・1年960時間」の残業をさせることを認めている。

これは、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間に1か月当たりおおむね80時間」の過労死ラインの残業を労働基準法で認めることであり、とうてい許されない。

6 派遣・パート・有期労働者の均衡・均等待遇に関する労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の一部「改正」案

要綱は、派遣・パート・有期労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、(派遣先の)通常の労働者の待遇との間において、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないと定めている。要綱は、また、職務の内容が(派遣先の)通常の労働者同一の派遣・パート・有期労働者であって、派遣就業もしくは雇用関係が終了するまでの全期間において、職務の内容及び配置の変更の範囲が(派遣先の)通常の労働者同一の派遣・パート・有期労働者に対して、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならないと定めている。

しかし、派遣・パート・有期労働者には(派遣先の)通常の労働者と同様の配転や昇進の機会ほとんどなく、「職務の内容及び配置の変更の範囲」(いわゆる「人材活用の仕組み」)を不合理性の考慮要素にすることは、(派遣先の)通常の労働者と派遣・パート・有期労働者間の格差を固定化することになり、とうてい容認できない。また、「職務の内容及び配置の変更の範囲」の同一性を差別的取扱い禁止の要件にするのでは、差別禁止規定が適用される機会ほとんどなく、同規定の実効性は期待できない。

7 人間らしく働くルールの確立を！！

以上のとおり、安倍政権が国会に提出しようとしている「働き方改革」一括法案は、リストラと労働強化を促進し、非雇用型の働き方を拡大し、過労死と格差の固定化を容認する法案であり、とうてい容認できない。

私たちは、時間外労働と休日労働をあわせた残業の罰則付きの上限規制を「1週間15時間、1か月45時間、1年間360時間」等とすることを要求する。私たちは、始業後24時間を経過するまでに11時間以上の連続した休息時間を付与する「勤務間インターバル制度」を創設することを要求する。私たちは、労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の改正にあたっては、不合理性の判断要素から「当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情」を削除し、「同一価値の職務に従事する労働者に対しては、同一の賃金を支払うことが原則であること」を明記することを要求する。

自由法曹団は、安倍政権の「働き方改革」一括法案の国会提出に反対し、人間らしく働くルールの確立のため、全力をあげて奮闘する決意である。

2017年10月23日

自由法曹団 三重・鳥羽総会

家庭教育支援法の提出に反対する決議

1 自民党は、家庭教育支援法の国会への提出を目指している。

家庭教育支援法は、国が家庭教育支援の基本方針を定め、地方公共団体は国の基本方針を参酌してさらに当該地方公共団体の基本方針を定め、保護者に対する学習機会や情報の提供や啓発活動、学校や保育所の設置者や地域住民に対し、その施策への協力を求めること等を内容としている。

2 家庭教育支援法は、あるべき家庭教育を国が設定した上に、地方公共団体を通じてそれを国民に徹底する仕組みを可能とするものである。同法の条文案では、このような家庭教育を行うことや「保護者が子に生活のために必要な習慣を身に付けさせる」ことが「保護者の第一義的責任」とされている。愛国心や公共心、規範意識といった国にとって都合のよい価値観を「生活のために必要な習慣」として、国が「支援」の名のもとに保護者や子どもに押し付ける危険が大きい。そうなれば、子どもの思想・良心の自由や学習権を著しく侵害こととなる。

また、特定の家族像を国が「望ましい」として設定することは、それに当てはまらない多様な個人の生き方を否定することにつながり、家族における個人の尊厳と両性の本質的平等を規定する憲法24条の精神に反するものである。

3 この間の安倍政権は、戦争をする国づくりの一環として、国家主義的傾向の強い教育施策を次々に行なってきた。

本年3月には、幼稚園の教育要領及び保育園の保育指針を改定し、小学校入学前から日の丸・君が代に親しむことを求め、小・中学校学習指導要領には、子ども達に愛国心を持たせることを明記した。また4月には、戦前・戦中に道徳や教育の基本方針とされた教育勅語について、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。これらの施策には、教育を手段として戦争を支える国民を生み出そうという安倍政権のねらいが端的にあらわれている。

戦時中には、戦時家庭教育指導要項が制定され、戦争に協力し、天皇に奉仕する子を育てるための教育が各家庭においても徹底された。家庭教育支援法は、これと同様に特定の価値観を各家庭に押し付けることを可能とするものであって到底容認できない。

4 以上、述べた通り、家庭教育支援法は子どもの思想良心の自由や学習権を侵害する危険が大きく、憲法24条の精神にも反するものである上に、安倍政権が進める戦争を支える国民を生み出すための教育施策の一環である。自由法曹団は、家庭教育支援法の国会提出に断固として反対する。

2017年10月23日

自由法曹団 三重・鳥羽総会

福島第一原発事故による被害の全面救済及び 原発推進政策から即時撤退し原発ゼロ社会の早期実現を求める決議

1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に6年7ヵ月が経過した。依然として放射能で汚染された地下水は海へ流入し続けるなど、事故の収束は目途すら立っていない。未だ11万人近くの人々が避難を余儀なくされており、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償も実現されていない。これらの事実は、ひとたび原発に重大な事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

2 このような状況において、2017年9月22日、福島第一原発事故で千葉県内に非難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟（千葉訴訟）で、千葉地方裁判所（阪本勝裁判長）は、東京電力の責任を認め、損害賠償の支払いを命じた。この千葉訴訟では、ふるさと喪失慰謝料を損害として認め、中間指針の範囲に留まらない区域にも損害を認めたものであり、損害論では大きな前進を勝ち取った。

一方、千葉訴訟では、国に津波の予見可能性を認めながらも、結果回避義務を否定して、国の責任を否定した。国民の生命と経済的合理性を同じ天秤に乗せ、後者を優先させたものであり、断じて容認できない。

3 2017年10月10日には、福島第一原発事故当時から福島県や隣接県に居住している住民が中心となって損害賠償を求めた訴訟（生業訴訟）で、福島地方裁判所（金沢秀樹裁判長）は、国と東京電力に津波の予見可能性があったこと、国の規制権限不行使が違法であること等を認め、国と東京電力に損害賠償の支払いを命じた。この生業訴訟の判決は、全国で約30件、約1万2000人が参加している同様の被害者集団訴訟の中で原告数が約3800人と最多であり、先の群馬訴訟に続いて国に法的責任を認めた意義は大きい。とりわけ、生業訴訟では、裁判所が国の指針で対象外とされた地域の住民に対しても損害を認めるなど、賠償額の上積みにとどまらず、賠償の対象地域の拡大も認めたことは、被害救済の大きな足がかりとなるものである。

一方、認められた損害額は低廉であると言わざるをえず、本来あるべき損害の評価をせず、あるべき賠償水準を認めなかった点は、司法の役割を存分に発揮したものとは到底言えない。

4 これに対し、政府、各地の電力事業者は、川内原発、伊方原発、高浜原発、玄海原発等、新規制基準に適合していると判断した原発を次々に再稼働させる路線を頑なに変更しようとはしない。更には近時、柏崎刈羽原発6, 7号機が新規制基準に事実上適合するという判断を原子力規制委員会が行うなど、国と東京電力が一体となって東京電力管内の原発の再稼働を進める動きも見られる。このような姿勢は、福島第一原発事故による深刻かつ甚大な被害に目を背け、原発のない社会の実現を希望する多数の世論を無視し、国民の生命、身体、生活の安全を脅かすものであり、強い非難に値する。

5 自由法曹団は、政府に対し、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現に最優先で取り組むことを求める。そのうえで、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロ社会を実現することを求める。我々は、そのためのたたかいに引き続き全力を傾注することを決議する。

2017年10月23日

自由法曹団 三重・鳥羽総会